

No	質問内容	回答	該当ページ	回答日
1	<p>募集要項の4応募者の資格、(2)応募者の要件、②について、 「以下の要件を満たす施設長予定者を決定していること 幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、保育所・認定こども園における勤務経験年数が10年以上で、施設長または施設長に準じた職の経験がある専任の正規職員。」とあるが、</p> <p>①勤務経験年数10年以上は、新規開園する時点で通算10年の経験があればよいのでしょうか？いつの時点での通算でみるのか示してほしい。</p> <p>②施設長に準じた職というのは、主幹保育教諭(副主幹含む)も対象でしょうか？対象となる職種を詳細に示してほしい。</p> <p>③この10年の経験について、正規職員として働いた期間だけに限るのか、または非常勤として働いた期間も含めていいのか、その証明の仕方も含めて詳細に教えてほしい。</p>	<p>①「(2)応募者の要件」については、特に定めがない場合は、「応募時」となりますので、応募書類の受付日時点とご考慮ください。</p> <p>②施設長に準じた職とは、組織におけるリーダー及びマネジメントに携わる職を指します。具体的には、副施設長、副園長、教頭、事務長、主幹保育教諭、指導保育教諭、主任保育士が該当します。</p> <p>③10年の経験に、常勤か非常勤であるかは問いません。必要とする提出書類は、「提出書類一覧」5-1、5-2でご確認ください。</p>	<p>城東p.3 手柄p.3</p>	2025/4/24